

答申第 940 号

諮問第 1622 号

件名：男女共同参画推進の観点から小中高の児童生徒が受ける授業の内容が記載されている文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 4 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が別表の 3 欄に掲げる日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 10 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれも不存在を理由として不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であることから、実施機関は、当該 10 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）から請求 10 までの 10 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、それぞれ同表の 4 欄に掲げるとおりである。本件開示請求に係る開示請求書には、「男女共同参画推進課に対する開示請求」との記載があり、県民生活部男女共同参画推進課（当時。以下「男女

共同参画推進課」という。)において管理する、各開示請求の内容に係る文書を求める趣旨であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 男女共同参画推進課がつかさどる事務について

男女共同参画推進課がつかさどる事務は、本件開示請求の当時に適用されていた愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）の規定の定めるところによる。本件開示請求の当時に男女共同参画推進課において所掌していた事務であれば、男女共同参画推進課において当該事務を遂行していたこととなるため、当該事務に係る文書を作成又は取得する可能性があると考えられる。

イ 男女共同参画推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないものについて（請求 1 の①、②、⑥から⑧まで及び⑫、請求 2、請求 3 の②、請求 4、請求 5、請求 8、請求 9 並びに請求 10）

これらの開示請求に係る文書は、「開示請求人の本音を知るために開示請求人の言動を収集することができる人の氏名がわかる文書」等、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、男女共同参画推進課に対して、愛知県教育委員会が管理している文書を請求するもの、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に関する文書を請求するもの、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に関する文書を請求するもの等、男女共同参画推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、男女共同参画推進課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものである。

したがって、男女共同参画推進課において事務を遂行する上で作成又は取得する必要がないことから、男女共同参画推進課がそれぞれの請求の内容に係る文書を作成又は取得することはない。

念のため、男女共同参画推進課において、それぞれの請求の内容に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

ウ 男女共同参画推進課において請求の内容に係る事務を所掌していたものについて（請求 1 の③から⑤まで及び⑨から⑪まで、請求 3 の①、請求 6 並びに請求 7）

これらの開示請求に係る文書は、本件開示請求の当時に男女共同参画推進課の所掌していた事務に係るものであると解されることから、男女共同参画推進課において作成又は取得する可能性があると考えられるものではあるが、次に掲げる理由により、それぞれの請求の内容に係る文書は存在しない。

(ア) 請求 1 の③

当該請求は、女性管理職に対するワークショップに係るものである。

男女共同参画推進課では、平成 24 年度から女性中堅社員向けに「女性管理職養成セミナー」を実施しているが、同セミナーは、企業等において今後管理職になる女性社員を養成するためのセミナーであり、参加対象者は同セミナーに参加する時点において管理職ではないため、開示請求の対象となるワークショップには該当せず、また他に女性管理職に向けて実施しているワークショップは存在しないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

(イ) 請求 1 の④及び⑨から⑪まで並びに請求 3 の①

これらの請求は、「独身女性が家庭を持ちたいと思う割合」、「女性の退職理由、原因」等意識調査、実態調査等の調査結果に係るものである。男女共同参画推進課では、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」、「あいち男女共同参画プラン 2016-2020」を策定するに当たって、県民に対し意識調査を実施しているが、当該意識調査においては、これらの請求に係る内容について調査していないことから、これらの請求に係る行政文書を作成していない。また、これらの請求に係る内容を同プランにおける指標にしていないことから、他の課室等からこれらの請求に係る行政文書を取得することもない。さらに、他に意識調査、実態調査等の調査結果に係る行政文書も存在しないことから、これらの請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

(ウ) 請求 1 の⑤

当該請求は、男性管理職に対するワークショップに係るものである。男女共同参画推進課では、平成 26 年度から男性管理職向けに「男性管理職向けワークショップ」を実施しているが、同ワークショップは、第 1 回目の開催日が平成 26 年 12 月 3 日であり、当該請求の開示請求日である同年 9 月 8 日時点においては、同ワークショップの配付資料等は作成されていないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

(エ) 請求 6

当該請求は、内閣府が平成 27 年 1 月に策定した「女性のチャレンジ応援プラン」に係るものであるが、愛知県では、男女共同参画基本計画として「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」を策定し、当該計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していたことから、内閣府が策定したプランを受けて愛知県がプランを策定する必要はなく、当該請求に該当するプランは作成していない。よって、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

(オ) 請求 7

当該請求は、DV（ドメスティック・バイオレンス）の加害者への対応に関する事務に係るものである。男女共同参画推進課においては、

DV の被害者に対して、愛知県女性相談センター、愛知県警察本部等の公的相談窓口や民間の相談窓口を紹介する事務のみを行っていることから、DV の加害者に対応することは想定されていない。そのため、DV の加害者への対応に当たっての留意点を把握する必要はないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

エ まとめ

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、別表の 3 欄に掲げる日付けで不開示（不存在）決定をしたものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件異議申立てについて

本件は、特定の異議申立人からの大量の異議申立てのうち、男女共同参画推進課に対する請求に対して不存在決定がなされたものに対する異議申立てが併合されたものであるところ、前記 4 のとおり、実施機関により、大量にある請求の内容について、その性質ごとにまとめたうえで不開示理由を整理されていることから、当審査会においても、その整理を踏まえて以下判断する。

(3) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、男女共同参画推進課において管理する別表の 4 欄に掲げる行政文書であると解される。

(4) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関が男女共同参画推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないと整理したものについて

(ア) 実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 1 の①、②、⑥から⑧まで及び⑫、請求 2、請求 3 の②、請求 4、請求 5、請求 8、請求 9 並びに請求 10 に係る文書については、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、男女共同参画推進課に対して、愛知県教育委員会が管理している文書を請求するもの、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に関する文書を請求する

もの、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に関する文書を請求するもの等、男女共同参画推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、男女共同参画推進課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。

(イ) そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求のうち、請求 4 の④及び請求 5 の⑤を除く請求については、男女共同参画推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、男女共同参画推進課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) また、請求 4 の④及び請求 5 の⑤については、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、請求 4 の④及び請求 5 の⑤に係る文書は、開示請求を行った者に対する開示の実施の際に、その内容を記録した書面と解されるが、開示の実施は、開示請求者に対象行政文書を閲覧させ、又は写しを交付することによって行われるものであって、その際に対象行政文書の内容について補足説明をすることはあるが、特段記録を作成する必要はないとのことである。

このことからすれば、請求 4 の④及び請求 5 の⑤に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

さらに、実施機関によれば、念のため、男女共同参画推進課において、それぞれの請求の内容に係る文書を探索したが、存在しなかったとのことである。

(エ) 以上のことから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 実施機関が男女共同参画推進課において請求の内容に係る事務を所掌していたと整理したものについて

(ア) 請求 1 の③について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 1 の③に係る文書については、男女共同参画推進課では、平成 24 年度から女性中堅社員向けに「女性管理職養成セミナー」を実施しているが、同セミナーは、企業等において今後管理職になる女性社員を養成するためのセミナーであり、参加対象者は同セミナーに参加する時点において管理職ではないため、開示請求の対象となるワークショップには該当せず、また他に女性管理職に向けて実施しているワークショップは存在しないとのことであるが、当該請求には女性管理職「向け」のワークショ

ップとは記載されていないことから、当該請求の対象となるワークショップは参加者が女性管理職に限定されたものには限られない。そこで、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、男女共同参画推進課において、女性管理職が参加したワークショップは開催していないとのことであり、そうであるならば、当該請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 請求1の④、⑤及び⑨から⑪まで、請求3の①、請求6並びに請求7について

当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 異議申立て年月日	3 不開示決定	4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
1	平成 26 年 10 月 28 日	平成 26 年 10 月 23 日 付け 26 男 女第 136 号	<p>男女共同参画推進課に対する開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進の観点から小中高の児童生徒が受ける授業の内容が記載されている文書 ・ H22 年度～H26 年度 男性児童生徒の家事を遂行する能力の向上を目的とした事業名、その成果が記載されている文書 ・ H24 年度～H26 年度 女性管理職が参加したワークショップで配布された文書及び女性管理職が作成した文書 ・ H24 年度～H26 年度 イクメンを経験した男性管理職の割合が記載されている文書 ・ H24 年度～H26 年度 男性管理職向ワークショップで配布された文書、及び参加した男性管理職が作成した文書 ・ H22 年度～H26 年度 愛知県女性職員の職域拡大の実績が記載されている文書 ・ H20 年度～H26 年度 愛知県女性職員のキャリア形成の支援の実績がわかる文書 ・ PM6 時、7 時、8 時、9 時、10 時以降まで保育をしている保育園名とその定数が記載されている文書 ・ 独身女性が家庭を持ちたいと思う割合が記載されている文書（各実態調査を含む） ・ H24 年度～H26 年度 女性の退職理由、原因を調査した文書 ・ 女性の働く場の種類とその働く場の現状が記載されている文書 ・ 愛知県の産業力、経済力、文化力、地域力の現状がわかる文書
2	平成 26 年 11 月 4 日	平成 26 年 10 月 31 日 付け 26 男 女第 141 号	<p>男女共同参画推進課に対する開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24 年度～H26 年度 教育委員会から入手した文書（我が国における女性の地位の向上に関するもの。女性に対する差別があったことを記載した文書）

	②			・開示請求人の本音を知るために開示請求人の言動を収集することができる人の氏名がわかる文書
3	①	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 11 日 付け 26 男 女第 153 号	男女共同参画推進課に対する開示請求
	②			・男女格差の少なさを指数化したもの及びその点数 現在管理しているもの ・「ダボス会議」に係る文書一式 H23 年度～H26 年度
4	①	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 14 日 付け 26 男 女第 156 号	男女共同参画推進課に対する開示請求
	②			・発達障害者支援法上の発達障害者に対する就学支援の有無に関する厚生労働省の見解がわかる文書 H18 年度～H26 年度
	③			・愛知県教育委員会が作成した「平成 15 年 4 月、障害児就学指導の手引」の使用・運用状況がわかる文書 H18 年度～H26 年度
	④			・発達障害者支援法上の発達障害児に対する個別の教育支援計画の有無に関する愛知県教育委員会の見解がわかる文書 H18 年度～H26 年度 ・開示請求人との面談記録 H26 年度
5	①	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日 付け 26 男 女第 160 号	男女共同参画推進課に対する開示請求
	②			・開示請求人が情報公開窓口で開示請求をしても、情報公開窓口にくることを拒否している部局、担当者がわかる文書
	③			・学校教育法（教育委員会が現在使用しているもの全部）
	④			・学校教育法施行規則（愛知県教育委員会が現在使用しているもの全部）
	⑤			・学校教育施行令（教育委員会が現在使用しているもの全部）
	⑥			・開示請求人との面談記録
	⑦			・発達障害者支援法上の発達障害児の個別の指導計画、個別の教育支援計画の開示請求に対して、処分の変更により不開示決定とした事例
	⑧			・愛知県教育委員会の開示請求書に対して「きちんと請求内容を特定する…」方法が記載されている文書 H25 年度 H26 年度 ・開示決定された行政文書等を情報公開窓口に入力する義務を免除する規定等が記載されている文書
6		平成 27 年 7 月 27 日	平成 27 年 7 月 24 日 付け 27 男女第 121 号	男女共同参画推進課に対する開示請求 ・県が作成した「女性のチャレンジ応援プラン」（国が平成 27 年 1 月に作成した「女性のチャレンジ応援プラン」を受けて県が作成したもの）

7	平成 27 年 9 月 17 日	平成 27 年 9 月 10 日 付 け 27 男 女 第 195 号	男女共同参画推進課に対する開示請求 ・DV 加害者対応に関する留意点が記載されている文書
8	平成 27 年 12 月 1 日	平成 27 年 11 月 27 日 付 け 27 男 女 第 254 号	男女共同参画推進課に対する開示請求 ・平成 26 年度、平成 27 年度 女性の人権に関する文書 (男 女共同参画推進課職員が指導者として研修会・学習会に参 加した、作成した文書)
9	平成 27 年 12 月 1 日	平成 27 年 11 月 27 日 付 け 27 男 女 第 253 号	男女共同参画推進課に対する開示請求 ・平成 27 年度 愛知県 (職員) の育児・介護の取組状況が わかる文書
			・平成 27 年度 前年よりも 1 日多い有給休暇取得の取組状 況がわかる文書
10	平成 28 年 2 月 25 日	平成 28 年 2 月 12 日 付 け 27 男 女 第 324 号	県民生活部男女共同参画推進課に対する開示請求 ・情報公開審査会でメモであると判断した、愛知県職員が 作成した文書の作成態様が記載されている文書 (私用の IC レコーダを使って開示請求人の発言を録音し、 それを文書化し、メールで送信事例を含む 愛知県教育委員が作成した春日台養護学校長であった A 氏 の行動を記載した文書を添付する)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 3	諮問
2. 3. 31	実施機関から不開示理由説明書を受理
2. 4. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
2. 6. 26 (第 596 回審査会)	不開示理由等を聴取及び審議
2. 7. 14 (第 598 回審査会)	審議
2. 8. 11	答申